

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について〈概要〉

1 改正の趣旨

- (1) 平成 28 年 6 月 1 日の建築基準法施行令改正に伴い、国において「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（以下「省令」という。）が定められたことによる、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）の一部を改正。
- (2) 保育の担い手の確保及び保育士の勤務環境の改善に繋げるため、国において省令が公布されたことに伴い、基準条例第 49 条第 2 項に規定する保育所における職員配置について、当分の間、特例を設ける内容を規定。

2 条例改正案の内容

(1) 設備の基準（基準条例第 47 条）の規定の改正について

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 3 項の号番号が改正されたことに伴う整理及び特別避難階段に係る規制が合理化されたため、省令を引用している基準条例の改正を行うもの。

(2) 保育所の職員配置に係る特例（基準条例附則第 12 項～15 項）の規定について

① 朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例(附則第 12 項)

児童数に応じて必要な保育士が認可基準の計算上 1 人となる場合でも、2 人の保育士の配置が必要となるが、保育士 1 人に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置くことができる。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例(附則第 13 項)

保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有するものを、保育士とみなすことができる。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例(附則第 14 項)

開所時間を通じて必要となる保育士の総数の確保のため、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って必要となる保育士について、保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置くことができる。

④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数(附則第 15 項)

②及び③を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士数の 3 分の 2 以上置かなければならない。

※ 保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者など。

第 11 号

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例議案

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成28年6月8日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第
21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、第10項及び第11項」を「及び第10項から第15項まで」に改め、同条
第4号中「第11項」を「第15項」に改める。

第47条第8号イの表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3
号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同
条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙
することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第
3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限
る。）」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

12 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24
年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不
足していることに鑑み、当分の間、第49条第2項ただし書の規定を適用しないことがで
きる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該
保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなけれ
ばならない。

13 前項の事情に鑑み、当分の間、第49条第2項に規定する保育士の数の算定について
は、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和
24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育

士とみなすことができる。

- 14 附則第12項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 15 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第7項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合において、第49条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新 対 照 表

新

旧

旧

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例（抜粋）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び
運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ
当該各号に定める規定による基準とする。

第3条 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び
運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ
当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第45条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生
労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条ただし書
（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限
る。）第26条、第30条、第31条、第32条第1項、第39条、
第40条第1項、第41条、第45条第2項、第49条第1項（第45
条第1項において準用する場合を含む。）及び第2項、第56
条、第60条、第61条第1項、第62条、第70条、第79条、第84
条、第90条、第94条、第95条第1項、第102条、第103条第1
項、第104条、第105条並びに第113条並びに附則第2項から第
4項まで、第7項、第8項及び第10項から第15項までの規定
による基準

(1) 法第45条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生
労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条ただし書
（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限
る。）第26条、第30条、第31条、第32条第1項、第39条、
第40条第1項、第41条、第45条第2項、第49条第1項（第45
条第1項において準用する場合を含む。）及び第2項、第56
条、第60条、第61条第1項、第62条、第70条、第79条、第84
条、第90条、第94条、第95条第1項、第102条、第103条第1
項、第104条、第105条並びに第113条並びに附則第2項から第
4項まで、第7項、第8項、第10項及び第11項の規定による
基準

(2)・(3) 略

(2)・(3) 略

(4) 法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同
項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条
から第114条まで及び附則第2項から第15項までに定める基準
のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

(4) 法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同
項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次条
から第114条まで及び附則第2項から第11項までに定める基準
のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

第5章 保育所

(設備の基準)

第47条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に对应し、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|----|-----|---|
| 2階 | 常用 | 略 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u> に掲げる構造を満たすものに限る。） 2 待避上有効なバルコニー |

第5章 保育所

(設備の基準)

第47条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この号において「保育室等」という。）を2階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上の階に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 略

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に对应し、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|----|-----|--|
| 2階 | 常用 | 略 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u> に掲げる構造を満たすものに限る。） 2 待避上有効なバルコニー |

| | | |
|------|-----|---|
| 3階 | 常用 | 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 |
| | 避難用 | 4 屋外階段 略 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号に掲げる構造を満たすものに限る。</u> ） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上 | 常用 | 略 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（ <u>階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限</u> |

| | | |
|------|-----|--|
| 3階 | 常用 | 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 |
| | 避難用 | 4 屋外階段 略 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。</u> ） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上 | 常用 | 略 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に掲げる構造の屋内階段（同条第1項の階段の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは <u>排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方</u> |

| | |
|--|---|
| | <p>法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号に掲げる構造を満たすものに限る。</u>)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>る。)を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号に掲げる構造を満たすものに限る。</u>)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に掲げる構造の屋外階段</p> |
|--|---|

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ウ イの表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ〜ク 略
(職員配置の基準)
第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

エ〜ク 略
(職員配置の基準)
第49条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下ることはできない。

附 則

附 則

(経過措置)

2～6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

8～11 略

(保育所の職員配置に係る特例)

12 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していること鑑み、当分の間、第49条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

13 前項の事情に鑑み、当分の間、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

14 附則第12項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の

(経過措置)

2～6 略

7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第49条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

8～11 略

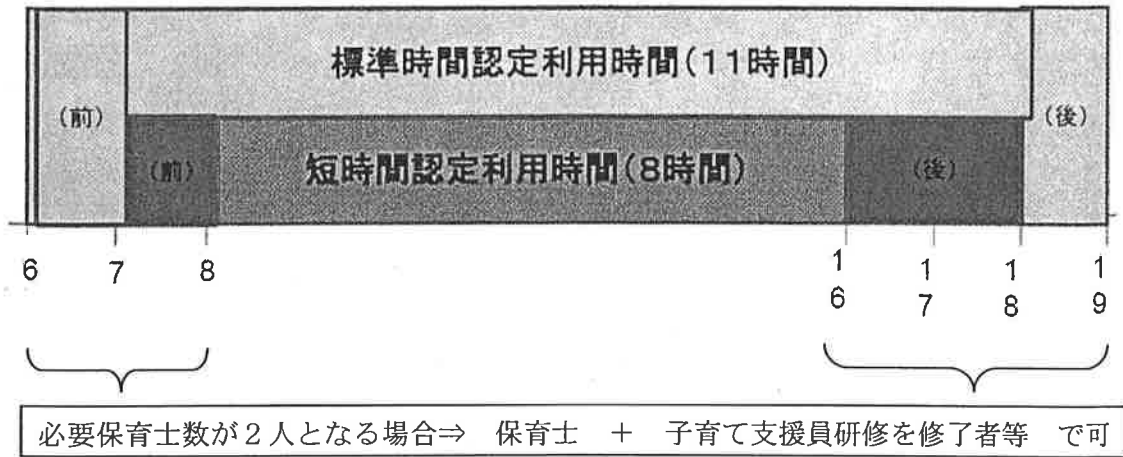
知識及び経験を有すると認められる者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

15 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第7項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合において、第49条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正の概要について（参考資料）

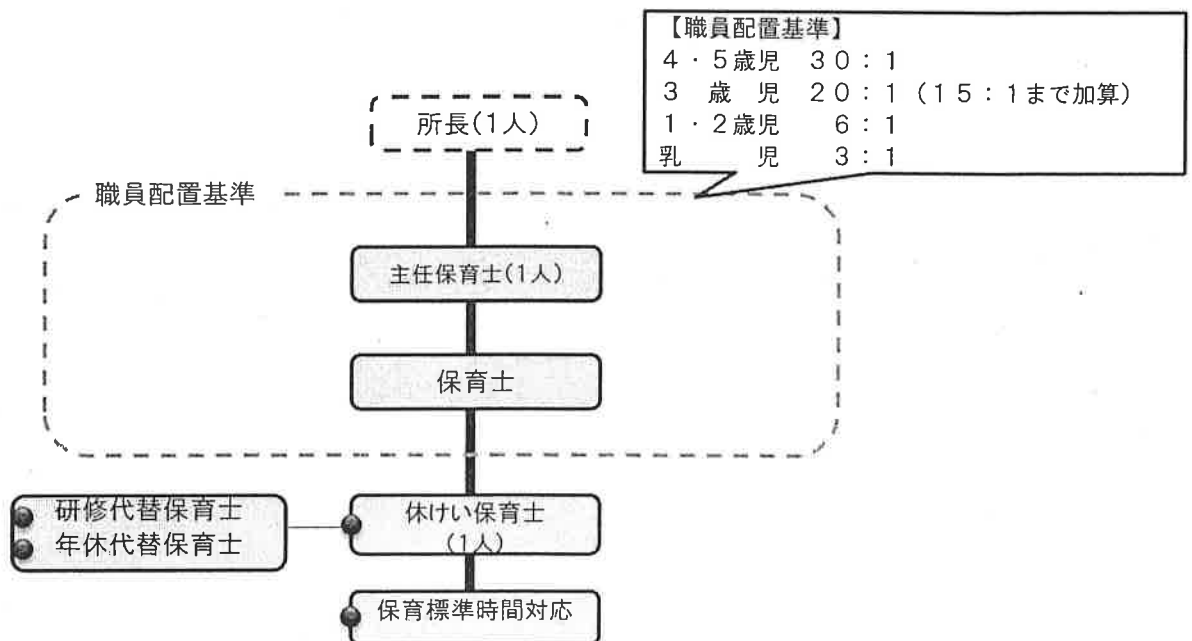
1. 朝夕の保育士配置の要件弾力化

配置する保育士は最低2人とされているところ、朝夕の児童が少数である時間帯において、最低基準上必要となる保育士数が2人を下回る場合、うち1人は保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)も活用可能とする。



2. 研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

・利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って必要となる保育士について、保育士資格を有しない一定の者(子育て支援員研修を修了した者、十分な保育業務経験を有する者、家庭的保育者等)を活用可能とする。



●は、子育て支援員研修修了者等で可